

第2節 京都府環境行政の基本方針

府の環境行政の推進は「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月制定）及び「京都府環境基本計画」（第1次計画 平成10年9月策定、第2次計画 平成22年10月策定、第3次計画 令和2年12月策定）が基本となっています。

また、府政運営の指針「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」（令和元年10月策定）にも位置付けられています。

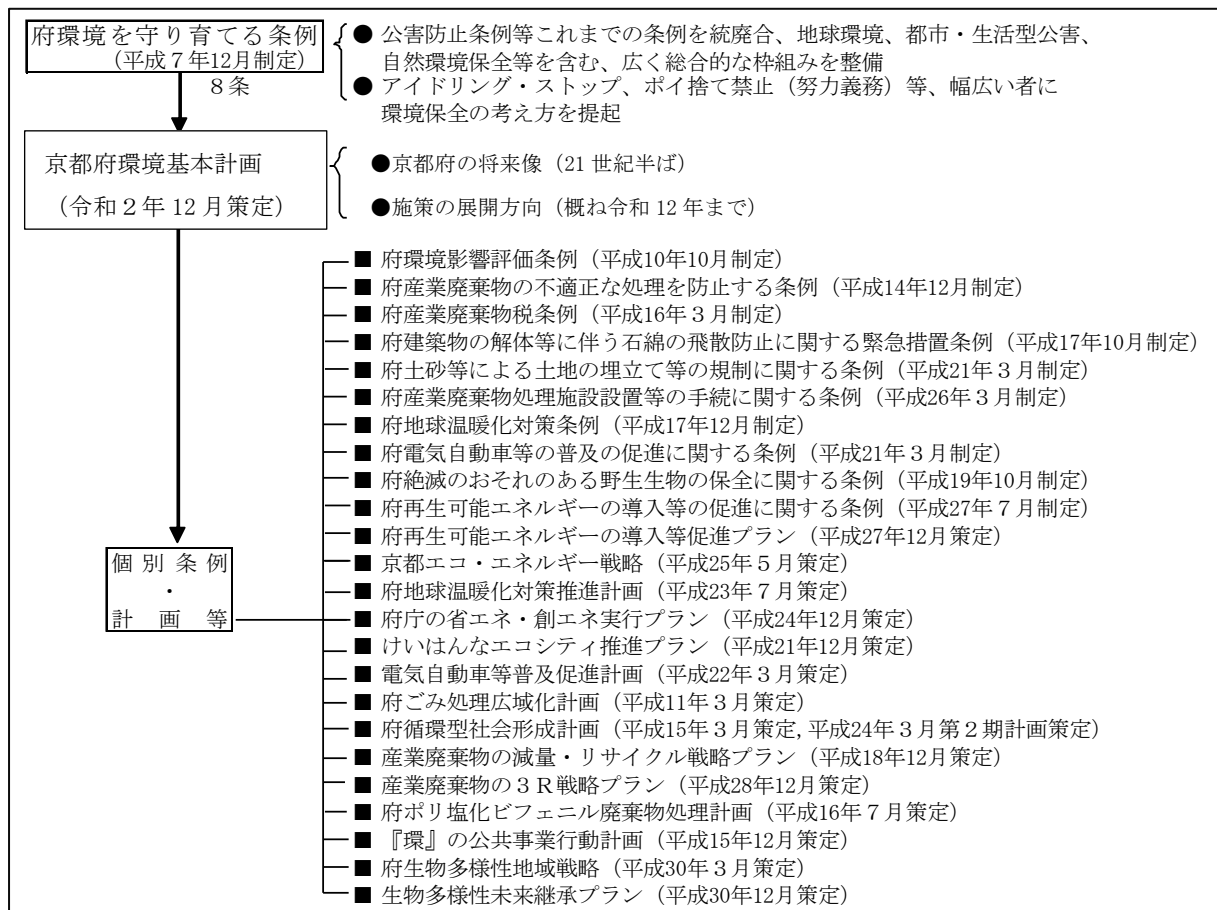
1 「京都府環境を守り育てる条例」の概要

府では、環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、「京都府公害防止条例」及び「京都府自然環境の保全に関する条例」を統合するとともに、従来の枠を超えた新たな環境行政の枠組みを整備し、平成7年12月に「京都府環境を守り育てる条例」を制定しました。

■京都府環境を守り育てる条例の特徴

- ① 自然とのふれあいの場の確保、緑化等の推進、野生動植物の生息等への配慮等身近な自然環境の保全等に関する規定を持つこと。
- ② 歴史的遺産や社寺林等、歴史・文化的資源の保全に係る規定を持つこと。
- ③ 規制的手法に加え、工場等の事業者自主的な環境管理規定を定めたこと。
- ④ 自動車のアイドリング・ストップやごみのポイ捨て禁止等を規定。観光旅行者等の責務も規定するなど観光地京都の環境保全に配慮していること。
- ⑤ 自動車交通公害や生活排水、廃棄物減量等の都市・生活型公害や地球環境の保全等、幅広い環境問題を対象としていること。

図2-1 「京都府環境を守り育てる条例」と「京都府環境基本計画」等の体系図



2 「京都府環境基本計画」（第3次）の概要

府では、「京都府環境を守り育てる条例」第8条に基づく「環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱」として、「京都府環境基本計画」を策定しています。第1次計画（平成10年9月策定）、第2次計画（平成22年10月策定）に続き、令和2年12月、第3次となる「京都府環境基本計画」を策定しました。

「京都府環境基本計画」（第3次）では、地球温暖化が一因と見られる気象災害の増加や、持続可能な社会に向けた国際的な潮流など、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を目指して、京都府の将来像を描くとともに、その実現を目指した施策の基本的な方向を示しています。

また、同計画は、21世紀半ばの京都府の将来像を見据えつつ、計画期間は概ね令和12（2030）年までとし、府環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業等の指針として策定したものです。（1ページ参照）

3 「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」における位置付け

府政運営の指針である「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」は、府政運営や地域づくりの基本となる理念・原則等を示す「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基づき、概ね20年後の令和22（2040）年を展望し、実現したい将来像を理念的に示した「将来構想」、府民や地域・企業等と連携し、横断的に取り組む「府民協働で取り組むきょうとチャレンジ」、地域に着目した「エリア構想」、全体を分野別に体系化した「分野別基本施策」の3つの視点で構成し、概ね4年間の取組を示した「基本計画」、山城・南丹・中丹・丹後の各地域の資源や特性を生かした地域振興策を示した「地域振興計画」で構成しています。

「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」における環境に対する位置付けとしては、将来構想において20年後に実現したい将来像の一つとして、「環境にやさしく安心・安全な京都府」を掲げています。また、「基本計画」では、「脱炭素社会へのチャレンジ」として、20年後に実現したい姿と現状分析・課題、4年間の対応方向・具体方策を示し、20年後に実現したい姿に「温室効果ガス排出実質ゼロへの挑戦」「環境×経済の好循環型の社会」「自立分散型のスマートな社会」「ゼロエミッションな社会」「人々の暮らしと自然との共生社会」の5つを位置付け、環境保全に対する府の強い姿勢を示しています。さらに、地域振興計画においては、環境に関して各地域で取り組むべき施策の基本方向を示しています。